## デジタル公文書の扱い課題 「桜を見る会」で浮上

2019/12/8 2:00 日本経済新聞 電子版

首相主催の「桜を見る会」の招待者名簿をめぐって、公文書をデジタル分野でどう扱っていくのかが論点に浮上してきた。経済社会の急速なデジタル化の進展を現在の法的枠組みが想定していないことが多いためだ。今後もデジタルデータが爆発的に増えていく環境下での公文書・行政文書の位置づけを検討する必要がある。

## 菅官房長官のデジタル公文書を巡る発言



「内閣府が採用しているシステムは個々の 端末ではなくサーバーデータを集中管理 するシンクライアント方式」

「端末にデータは保存されておらず、運用 事業者によれば、サーバーのデータを破 棄後、バックアップデータの保存期間を 経た後は復元は不可能だ」

「バックアップファイルは一般職員が業務 に使用できない。組織共用性に欠いてお り行政文書には該当しない」

「電子データは通常、職員が共有フォルダ から削除した時点で、行政機関として廃 棄を行ったものという考えだ」

国会で話題となったのは今年4月に開いた「桜を見る会」の招待者名簿だ。内閣府は5月9日に紙の名簿をシュレッダーにかけ、同時期に電子データも消去したと説明する。5月21日の衆院財務金融委員会での共産党議員の質問には「すでに破棄した」と答えた。後にバックアップデータは最大8週間残っていたと明らかにした。

公文書管理法施行令は行政文書の保存期間を1~30年の間で定めると規定しており、1年未満の文書はいつでも廃棄できる。菅義偉官房長官は招待者名簿に関してこれまで「個人情報を含んだ膨大な量の文書というなかで『1年未満』で廃棄する文書として位置づけた」と説明している。

行政文書は公文書管理法で定義する。(1)行政機関の職員が職務上作成・取得(2)当該行政機関の職員が組織的に用いる(3)当該行政機関が保有——の3要件がある。文書は「図画および電磁的記録を含む」と想定し、紙も電子データも法的に区別はない。

現行の文書管理は、各府省の担当者が手元で管理できる紙や、ローカルの端末上を想定している。現在も紙による管理が9割を占める。

国会などではバックアップデータの位置づけが論点となっている。菅氏は「バックアップデータは行政文書に該当しない」との考えを示している。

内閣府は今年1月のシステム更新で、データをサーバーで保存するシンクライアント方式に切り替えた。個人情報なども取り扱う部門では、簡単に重要データにアクセスしたり、持ち運んだりできるローカル端末への保存よりも、サーバーに保存する方が安全との理解が一般的だ。

サーバー上のデータを消去した時点で、バックアップが残っていても「廃棄」したというのが政府解釈 だ。消去したデータのバックアップから復元したデータが一定の効力を持つようになれば、個人情報に かかわるデータなどについては「廃棄・消去した意味がない」との論点も出てくる。保存するサーバー にも物理的な容量の限界がある。

公文書管理法を運用するためのガイドライン(指針)は、文書の保存場所・方法について各省庁に紙と電子データそれぞれの要領の作成を求めている。電子文書に関しては「一定期間経過後の集中管理」などに留意するとしているが具体的な記述はなく、各省対応に委ねられている。

各省の建物内の端末にデータを保存したり、紙の倉庫があるという状況は、デジタル化の進展で劇的に変わりつつある。サーバーを誰が、どの専門業者が管理するのかなどで対応も変わってくる。「桜を見る会」の論議は、デジタル化と公文書管理のあり方という論点を提示している。

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。

Nikkei Inc. No reproduction without permission.